

# 国立大学法人岩手大学役員服務等規則

令和6年12月10日 制定

## （趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）の役員の服務及び懲戒（以下「服務等」という。）に関し必要な事項を定める。

2 この規則に定めるもののほか、役員の服務等に関しては、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条の2の規定により準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）その他の法令及び本学の諸規則（以下「法令等」という。）の定めるところによる。

## （定義）

第2条 この規則において、「役員」とは、本学の学長、理事及び監事をいう。

## （責務）

第3条 役員は、国立大学法人法に定める国立大学の使命と、その業務の公共性を自覚するとともに、法令等を遵守し、本学の発展のために誠心誠意、職務に専念しなければならない。

2 役員は、本学の利益と相反する行為を行ってはならない。

## （遵守事項）

第4条 役員が遵守すべき事項については、国立大学法人岩手大学就業規則（以下「就業規則」という。）第36条第3号から第7号の規定を準用する。

2 前項の就業規則第36条第4号の規定の準用にあつては、役員がその職を退いた後も同様とする。

## （倫理）

第5条 役員の職務に係る倫理の保持に関しては、国立大学法人岩手大学職員倫理規則を準用する。

## （ハラスメント及び性暴力の防止）

第6条 役員は、いかなるハラスメント及び性暴力も行ってはならない。

2 ハラスメント及び性暴力の防止に関する措置は、国立大学法人岩手大学ハラスメント・性暴力等防止規則を準用する。

## （本学の教育研究等への従事）

第7条 役員（学長を除く。）は、職務に支障のない場合に限り、学長の承認を得て、本学の教育研究に従事することができるものとする。

## （兼業）

第8条 役員（非常勤の役員を除く。）は、職務に支障のない場合に限り、学長の許可を得て、兼業を行うことができる。ただし、学長及び監事（非常勤の監事を除く。）が、営利企業の兼業（短期兼業を除く。）又は自営兼業に従事する場合は、文部科学大臣の承認を受けるものとする。

(懲戒)

- 第9条 学長は、理事がこの規則に違反したとき、又は理事としてふさわしくない非行があると認めるときは、当該理事を懲戒に処することができる。
- 2 理事の懲戒の種類については、「解雇」を「解任」と読み替えて、国立大学法人岩手大学職員就業規則第45条の規定を準用する。
- 3 理事の懲戒は、解任にあつては、教育研究評議会の議を経て、解任以外の懲戒にあつては、役員会の議を経て、学長が決定する。
- 4 学長は、前項の規定により理事を懲戒に処したときは、これを公表しなければならない。

(損害賠償)

- 第10条 役員が故意又は過失により大学に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

(雑則)

- 第11条 学長は、特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不相当であると認める場合は、別段の取扱いをすることができるものとする。

附 則

この規則は、令和6年12月10日から施行する。